

各区局統括本部長

技 監

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止について、令和 2 年 5 月 25 日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除されました。

緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和 2 年 4 月 8 日付技監通知 財公第 49 号）」及び同対応の延長（令和 2 年 5 月 8 日付技監通知 財公第 101 号）」により通知したところですが、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨の事務連絡が国土交通省からありました。（別紙参照）

各区局統括本部におかれましては、引き続き令和 2 年 4 月 8 日付技監通知の措置等を行うとともに、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日版）」等の感染予防対策の周知を図るなど、適切なお対応をお願いします。

また、工事等の一時中止等措置状況や建設現場における罹患者発生状況についても、緊急事態宣言解除以降の件数を把握する必要があることから、継続して報告をお願いします。

なお、上記対応の終了時期については、地域ごとの感染者数等の状況を踏まえ、国から別途事務連絡がある見込みと聞いていることから、改めて通知します。

（参考）

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和 2 年 5 月 25 日付 国土交通省事務連絡）
- ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日版国土交通省資料）」
- ・【技監通知】新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和 2 年 4 月 8 日付 財公第 49 号）

【担当】 財政局公共施設・事業調整課  
生井・辻  
(電話 671-4084)